

種苗法施行令の解釈上の留意点等について

平成 17 年 11 月 30 日財関第 1522 号

標記のことについて、農林水産省生産局長から、別添のとおり通知があったので平成 17 年 12 月 1 日からは、これにより実施されたい。

(別紙)

平成 17 年 11 月 30 日 17 生産第 4731 号

財務省関税局長

竹 内 洋 殿

農林水産省生産局長

西 川 孝 一

種苗法施行令の解釈上の留意点等について (通知)

種苗法に基づく育成者権を侵害する物品の税関における適切な取締りについては、日ごろから御尽力を賜り感謝申し上げます。

この度、種苗法の一部を改正する法律 (以下「改正法」という。平成 17 年法律第 59 号) が、第 162 回国会において成立し、別添 1 のとおり、育成者権の効力が政令で指定する一定の加工品に拡大され、本年 12 月 1 日から施行されることとなりました。また、上記改正を受け、育成者権の効力の及ぶ加工品を定めることを内容とする種苗法施行令の一部を改正する政令 (以下「改正政令」という。平成 17 年政令第 348 号) が、別添 2 のとおり、本年 11 月 18 日に公布され、改正法の施行日から施行されることとなりました。

ついでには、改正政令の解釈上の留意点等について、別添 3 のとおり、通知 (17 生産第 4731 号) を発出したところですので、十分に御了知の上、各税関に対して、その内容の周知徹底を図られるよう、お取り計らい方お願いします。

(別添1) 種苗法の一部を改正する法律新旧対照条文

○種苗法(平成十年法律第八十三号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(定義等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 この法律において「加工品」とは、種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品であつて政令で定めるものをいう。</u></p> <p><u>5 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>三 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適切な機会がなかった場合に限る。)</u></p> <p><u>6・7 (略)</u></p> <p>(育成者権の発生及び存続期間)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から<u>二十五年</u>(第四条第二項に規定する品種にあつては、<u>三十年</u>)とする。</p> <p>(育成者権の効力が及ばない範囲)</p> <p>第二十一条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>五 前号の収穫物に係る加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為</u></p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>5・6 (略)</u></p> <p>(育成者権の発生及び存続期間)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から<u>二十年</u>(第四条第二項に規定する品種にあつては、<u>二十五年</u>)とする。</p> <p>(育成者権の効力が及ばない範囲)</p> <p>第二十一条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。</p> <p>一～四 (略)</p>

<p>2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗、<u>収穫物又は加工品</u>が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、<u>収穫物又は加工品</u>の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。</p> <p>(差止請求権)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 育成者権者又は専用利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した種苗、収穫物若しくは加工品又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。</p> <p>第五十六条 育成者権又は専用利用権を侵</p>	<p>2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、そのさらに用いた種苗及びこれを用いて得た収穫物には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗又は<u>収穫物</u>が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗又は収穫物の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。</p> <p>(差止請求権)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 育成者権者又は専用利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した種苗若しくは収穫物又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。</p> <p>第五十六条 <u>次の各号のいずれかに該当す</u></p>
--	--

<p><u>害した者は、三年以下の懲役又は三百万以下の罰金に処する。</u></p>	<p><u>る者は、三年以下の懲役又は三百万円以下以下の罰金に処する。</u></p> <ul style="list-style-type: none">一 <u>第二条第四項第一号に掲げる行為を行い育成者権又は専用利用権を侵害した者</u>二 <u>育成者権又は専用利用権の侵害の行為を組成した種苗を用いることにより得られる収穫物を、育成者権者又は専用利用権者の許諾を得ないで、業として生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管した者</u>
--	--

(別添2) 種苗法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

○種苗法施行令(平成十年政令第三百六十八号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p><u>(加工品)</u></p> <p><u>第二条 法第二条第四項の政令で定める加工品は、次の各号に掲げる農林水産植物の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める加工品とする。</u></p> <p><u>一 小豆 豆を水煮したもの(砂糖を加えたものを含む。)及びあん</u></p> <p><u>二 いぐさ ござ</u></p> <p><u>三 稲 米飯</u></p> <p><u>四 茶 葉又は茎を製茶したもの</u></p> <p>(指定種苗)</p> <p><u>第三条 法第二条第六項の政令で定めるものは、葉及び芽とする。</u></p> <p>第四条・第五条 (略)</p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p><u>第六条 法第五十条第四項、第五十一条並びに第五十二条第二項及び第三項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種苗に係るもの(二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて種苗を販売する法第二条第六項に規定する種苗業者(以下「広域種苗業者」という。)に関するものを除く。)は、都道府県知事が行うこととする。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(指定種苗)</p> <p><u>第二条 法第二条第五項の政令で定めるものは、葉及び芽とする。</u></p> <p>第三条・第四条 (略)</p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p><u>第五条 法第五十条第四項、第五十一条並びに第五十二条第二項及び第三項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種苗に係るもの(二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて種苗を販売する法第二条第五項に規定する種苗業者(以下「広域種苗業者」という。)に関するものを除く。)は、都道府県知事が行うこととする。</u></p> <p>2～4 (略)</p>

(別添3)

17 生産第4731号
平成17年11月30日

各地方農政局長
沖縄総合事務局長
北海道知事
別記団体の長

} あて

(農林水産省) ※¹生産局長

種苗法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第348号)の施行について(通知)

種苗法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。平成17年法律第59号)が本年12月1日から施行されることに伴い、種苗法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第348号)が本年11月18日に公布され、改正法の施行日から施行されることとなっている。

この政令改正の趣旨及び概要等は下記のとおりであるので、御留意の上、関係者への周知徹底を図るなど、その適切かつ円滑な実施に努められたい。

(なお、貴管下(都府県) ※³知事に対しては、貴職から通知されたい。) ※²

[施行注意]

1. 改正法の官報の写し及び新旧対照表を別紙として添付する。
2. ※¹は、各地方農政局長あてには付さない。
3. ※²は、各地方農政局長及び沖縄総合事務局長あてに付す。
4. ※³は、関東農政局長あてについては「都県」、近畿農政局長あてについては「府県」、その他の農政局長及び沖縄総合事務局等あてについては「県」とする。

(別記)

【地方農政局の長】

東北農政局長
関東農政局長
北陸農政局長
東海農政局長
近畿農政局長
中国四国農政局長
九州農政局長

【関係団体の長】

独立行政法人 種苗管理センター 理事長
独立行政法人 家畜改良センター 理事長
独立行政法人 森林総合研究所 理事長
独立行政法人 林木育種センター 理事長
社団法人 日本種苗協会 会長
社団法人 日本果樹種苗協会 会長
社団法人 農林水産先端技術産業振興センター 会長
財団法人 食品産業センター 会長
財団法人 日本特産農作物種苗協会 理事長
社団法人 日本草地畜産種子協会 会長
社団法人 林木育種協会 理事長
全国食用きのこ種菌協会 会長
社団法人 日本花き生産協会 会長
全国農業協同組合中央会 会長
全国農業協同組合連合会 会長
日本園芸農業協同組合連合会 会長
独立行政法人 農業生物資源研究所 理事長
独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構 理事長
全国新品種育成者の会 会長
全国い製品卸商業団体連合会 会長
畳表等輸入協議会 代表幹事
社団法人 日本茶業中央会 会長
全国茶生産団体連合会 会長
日本製餡協同組合連合会 理事長
全日本菓子協会 会長
社団法人 日本缶詰協会 会長
財団法人 日本豆類基金協会 理事長
全国豆類振興会 会長
雑穀輸入協議会 理事長
全国穀物商協同組合 理事長
そ菜種子生産研究会 会長
日本野菜育苗研修会 会長

記

第1 政令改正の趣旨

- 1 我が国では、種苗法に基づく品種登録制度を設け、育成者が登録品種を業として利用（生産、譲渡、輸入及び輸出等）する権利（育成者権）を専有することを認めてきたところである。
- 2 育成者権については、違法に国外に持ち出された種苗から生産された登録品種の収穫物が、我が国に輸入される事態等に対応するため、平成15年の種苗法改正により、収穫物段階における育成者権侵害が新たに罰則の対象に追加された。しかしながら、違法に国外に持ち出された種苗から生産された登録品種の収穫物が育成者権の効力の及ばない加工品として輸入される事態等が発生し又は危惧されるようになったことから、本年6月17日に公布された種苗法の一部を改正する法律（平成17年法律第59号。以下「改正法」という。）により、育成者権の効力が政令で定める加工品に拡大され、加工品段階での育成者権侵害が新たに罰則の対象とされたところである。
- 3 これを受けて本年11月18日に公布された種苗法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第348号。以下「改正政令」という。）は、改正法のうち育成者権の効力の拡大に係る部分が本年12月1日に施行されることに伴い、登録品種の収穫物から生産される加工品として育成者権の効力が及ぶものを定めるなどの改正を行ったものである（改正法と同日施行）。

なお、今後、育成者権の侵害実態及び加工品の流通実態等を踏まえるとともに、DNA品種識別技術の開発状況等を見据えながら、適宜、新たに政令で育成者権の効力の及ぶ加工品を追加指定するなどの指定品目の見直しを図る予定である。

第2 政令改正の内容

- 1 改正法は、育成者権の効力が及ぶ加工品を「種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品であって政令で定めるもの」と定めている。この「収穫物から直接に生産される加工品」という概念は、我が国が締結している植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）の規定に基づくものである。

なお、政令で「加工品」を指定するに当たっては、改正後の種苗法及びUPOV条約に基づき、

 - ① 当該加工品及びその原料となる収穫物の流通の実態等から、当該加工品を政令で指定して、これに育成者権の効力を及ぼす必要性が高いこと
 - ② 原料となる収穫物が当該加工品の主要部分を占めるものであること
 - ③ 原料となる収穫物の特徴が当該加工品に残されているものであること
 - ④ 加工品段階におけるDNA品種識別技術が確立されていること等の基準を考慮した上で行うものとしている。
- 2 今回の改正政令により、農林水産植物の種類に応じ、以下の加工品が指定さ

れた（改正後の種苗法施行令第2条）。

- ① 「小豆」の加工品：「豆を水煮したもの（砂糖を加えたものを含む。）及びあん」
- ② 「いぐさ」の加工品：「ござ」
- ③ 「稲」の加工品：「米飯」
- ④ 「茶」の加工品：「葉又は茎を製茶したもの」

なお、政令で指定する加工品は、各号で定める農林水産植物が現に品種登録されているものに限り、当該品種の育成者権の効力が及ぶものである。

第3 政令で指定した加工品の範囲について

1 小豆の加工品

(1) 小豆の加工品である「豆を水煮したもの（砂糖を加えたものを含む。）」とは、小豆を主原料とし、これに水分を加えて加熱するなどした加工品をいう（加糖するなどして味付け等の調製をしたものや、冷凍、乾燥、フリーズドライ及びレトルトパウチ加工等をしたものを含む。）。例えば、小豆の水煮及びゆで小豆等がこれに当たる。

また、小豆の加工品である「あん」とは、小豆を主原料とし、これに水分を加えて加熱したものを更に練るなどした加工品をいう（加糖するなどして味付け等の調製をしたものや、冷凍、乾燥、フリーズドライ及びレトルトパウチ加工等をしたものを含む。）。例えば、無糖あん及び加糖あん、あるいは、粒あん、こしあん及び乾燥あん等がこれに当たる。

(2) なお、小豆を原料としないあん（いんげん豆を原料とする白あん等）は、今回政令で指定する「小豆」のあんには当たらない。また、あんを更に上記(1)の調製の程度を超えて加工し、かつ、あんとは別製品であると一般に認識されている、あんパン、饅頭及び羊羹等は、今回政令で指定する「あん」には当たらない。

2 いぐさの加工品

(1) いぐさの加工品である「ござ」とは、いぐさを主原料とし、これを緯として、糸を経として製織し、一般に完成品としてそのまま用いられるよう縁加工を施してあるシート状の敷物をいう（着色、色を定着させるための樹脂加工及び防虫加工等をしたものを含む。）。

(2) なお、明らかに敷物として利用され得ない工芸品等のいぐさ製品は、今回政令で指定する「ござ」には当たらない。また、縁加工をしたものとは認められない畳表の類は、いぐさの収穫物に当たる。

3 稲の加工品

(1) 稲の加工品である「米飯」とは、米を主原料とし、これに水分を加えて加熱することによってできる加工品及びその調製食料品（調製の内容は問わない。）をいう（これらを冷凍、乾燥、フリーズドライ又はレトルトパウチ加工等をしたものを含む。）。例えば、白米米飯（ビタミン強化米等を原料としたものを含む。以下同じ。）、

玄米米飯、雑穀入り米飯、赤飯、炒飯、おにぎり、粥及び弁当の米飯部分等がこれに当たる。

- (2) なお、米菓（煎餅、おかき、ポン菓子等）、餅、米粉及び米粉を原料とした加工品等は、今回政令で指定する「米飯」には当たらない。

4 茶の加工品

- (1) 茶の加工品である茶の「葉又は茎を製茶したもの」とは、茶種の植物の葉又は茎を主原料とし、これを蒸気で蒸したものを冷却して揉んだものを釜等で炒り揉みするなどしながら乾燥し、これを切断、整形又は選別等したものである。更に焙じたかどうかや、加工工程における発酵の程度、茶葉等の破砕の程度及び調製の内容は問わない。例えば、緑茶（煎茶、番茶、焙じ茶及び抹茶等）、紅茶及びウーロン茶（いずれもティーバック包装したものを含み、香味を付けてあるかどうかは問わない。）等は、今回政令で指定する茶の加工品に当たる。

- (2) なお、茶の葉又は茎を原料としない茶製品、例えば、麦茶、そば茶及びハーブティー等は、今回政令で指定する茶の「葉又は茎を製茶したもの」には当たらない。また、いわゆるペットボトル入りの茶飲料等のように、茶葉等の抽出液を調製したものは、今回政令で指定する「葉又は茎を製茶したもの」には当たらない。

第4 権利の段階的行使の原則について

- 1 種苗法は、これまでも育成者権の行使を種苗段階で行うことを原則としてきており、収穫物段階で育成者権を行使できるのは、種苗段階で権利を行使する適当な機会がなかった場合に限るものと定めている（改正後の種苗法第2条第5項第2号）。

今回の改正法により、政令で指定する加工品に対して育成者権を行使できるとされたが、この場合についても、種苗及び収穫物段階で権利を行使する適当な機会がなかった場合に限るものとされた（同項第3号）。

- 2 政令で指定する加工品について「権利を行使する適当な機会がなかった場合」とは、例えば、育成者権者の許諾なく登録品種の種苗が外国に持ち出されて収穫物が生産され、その加工品が輸入された場合や、育成者権者の許諾なく登録品種の種苗が国内で密かに利用され、その収穫物から加工品が生産され、当該加工品が市場に流通したような場合がこれに該当する。

その意味で、加工品段階における育成者権の行使は、種苗法上、種苗及び収穫物段階における権利行使を補完する手段として位置付けられているところである。

- 3 なお、政令で指定した加工品に対する育成者権の行使は、権利の濫用にわたらない範囲で行う必要があることはいうまでもないところである。

第5 経過措置について

改正法の施行（本年12月1日）前に日本国内において生産され、又は輸入された改正政令で指定した加工品については、育成者権の効力は及ばないこととされた（改正法附則第2条）。